

お知らせします！ 令和元年度の介護保険料

今年度の介護保険料は、10月の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者（第1段階から第3段階）を対象に介護保険料が減額され、右表のとおりとなります。

介護保険とは

『介護保険法』で定められている制度で、40歳以上の方が全員納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。65歳以上の方に、大里広域市町村圏組合から介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

保険料の納め方

原則、特別徴収となります。納付方法は法律で定められているため、個人で選択することはできません。
※65歳になった年度や転入された方は、特別徴収に切り替わるまでの間、普通徴収となります。

特別徴収 年金からの天引き

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。年金からあらかじめ天引きされますので、納めに行く必要はありません。
介護保険料は、収入や世帯状況の変動等により、年度間で大きな差が生じることがあります。特別徴収ではこれを解消し、できるだけ均等にするため8月の天引き額を調整する場合があります。

普通徴収 納付書納付または口座振替

年金が年額18万円未満の方、老齢福祉年金および恩給のみ受給されている方等は普通徴収となります。納付書が送付されますので、納期限までに金融機関等で納付してください。なお、口座振替が利用できます。

▶ 普通徴収の納期限 (令和元年度)

期別	1期	2期	3期	4期
納期限	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日

期別	5期	6期	7期	8期
納期限	12月2日	12月25日	1月31日	3月2日

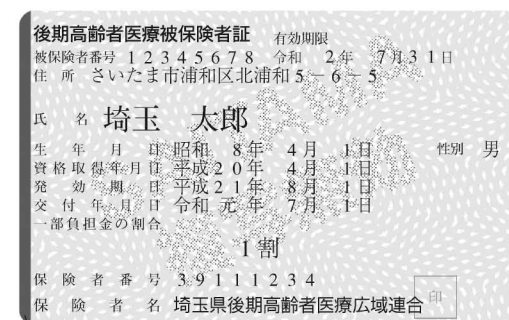
▶ 令和元年度～2年度の介護保険料

所得段階	対象者	年額保険料 (保険料率)
第1段階	■ 本人および世帯全員が住民税非課税で、 ⇒ 老齢福祉年金受給者 ⇒ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ■ 生活保護受給者	年額24,750円 (基準額×0.375)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	年額37,950円 (基準額×0.575)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年額47,850円 (基準額×0.725)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額59,400円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年額66,000円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	年額79,200円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	年額85,800円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	年額99,000円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上600万円未満の方	年額115,500円 (基準額×1.75)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	年額125,400円 (基準額×1.9)

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

8月から被保険者証が新しくなります！

新しい後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）を、7月中旬に簡易書留で送付します。8月1日以降に医療機関等を受診する際は、新しい被保険者証を使用してください。なお、現在お使いの被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、町民課へ返却するか、ご自身で確実に処分してください。



新しい被保険者証は、左端の線が紫色です。

記載内容を必ずご確認ください！

被保険者証が届いたら、住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合などを必ず確認してください。一部負担金割合は、前年中の所得によって1割、または3割となります。
なお、3割負担に該当する方のうち、収入が一定未満の方は、申請して認められると1割負担になります。対象の方には別途案内を送付しますので、ご確認のうえ、早めに申請してください。

保険料の納め方

保険料額や納め方等を記載した納入通知書、または決定通知書は、7月中旬に送付します。保険料の納め方は、原則として特別徴収となりますが、普通徴収となる場合もあります。

特別徴収 年金からの天引き

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となり、年金の支給時に受給額から保険料が天引きされます。ただし、介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が年金支給額の2分の1を超える場合等は普通徴収となります。

普通徴収 納入書納付または口座振替

年金が年額18万円未満の方や、今年の4月以降に75歳の誕生日を迎えた方等は、普通徴収となります。納入書を送付しますので、納期限までに金融機関等で納付してください。口座振替を希望する方は、金融機関で手続きしてください。振替は手続きの翌月末から開始となります。なお、7月から9月までが普通徴収であっても、10月以降、特別徴収に切り替わる場合があります。納入通知書の特別徴収の欄内の10月以降に、保険料額が記載されている方が該当となります。
※特別徴収から普通徴収に変更したい場合は、早めに町民課へお問い合わせください。

令和元年度は保険料の軽減措置が変わります！

▶ 所得の少ない方の均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の平成30年中の総所得金額等の合計額	均等割額軽減割合
33万円以下	8.5割※
【33万円+28万円×世帯の被保険者数】以下	5割
【33万円+51万円×世帯の被保険者数】以下	2割

※同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（ほかの各種所得なし）の世帯は8割軽減となります。

▶ 後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方

平成30年度	令和元年度
5割軽減	加入後、2年間に限り5割軽減（その後は軽減なし）

※所得割額は引き続きかかりません。

※世帯の所得状況により、8割軽減または8.5割軽減に該当する方は、高い方の軽減割合が適用されます。